

市第45号議案

附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定

附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
（横浜市行政手続条例の一部改正）

第 1 条 横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 横浜市行政手続審議会（第39条） を「第 6
第 7 章 補則（第40条） 」

章 補則（第39条）」に改める。

第 1 条第 1 項中「第38条」を「第46条」に改める。

第 2 条第 6 号中「第36条第 1 項」を「第36条」に改める。

第36条第 2 項を削る。

第37条第 2 項を削り、同条第 3 項中「意見を尊重し」を「申出を正当と認めるときは」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 章を削る。

第 7 章中第40条を第39条とし、同章を第 6 章とする。

（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第31条中「第 138 条の 4 第 3 項」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第14条」を加え、「及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）」を「（以下「附属機関」という。）」に改め、同条ただし書中「の各号」を削り、同条第 3 号中「審議会等」を「附属機関」に改める。

（横浜市個人情報保護に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第58条」の次に「一第58条の 3」を加える。

第16条中「附属機関」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第14条の規定に基づき設置する公営企業管理者の附属機関」を加える。

第58条に見出しとして「（横浜市個人情報保護審議会の設置等）」を付し、同条第 8 項を削り、同条第 7 項中「委員」の次に「及び専門委員」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項の次に次の 2 項を加える。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

第 5 章に次の 2 条を加える。

（横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等）

第58条の 2 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての实地調査及び審議を行うため、審議会に部会として横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項の実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及び審議に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 3 実施機関は、前項の意見が個人情報保護に関し必要な措置を講ずるよう求めるものである場合には、当該措置に係る処理の内容を審議会に報告するものとする。
- 4 委員会は、審議会の委員 1 人以上及び専門委員をもって組織する。
- 5 前条第 4 項の規定は、委員会について準用する。

(規則への委任)

第58条の3 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(横浜市男女共同参画推進条例の一部改正)

第4条 横浜市男女共同参画推進条例（平成13年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「審議会等」を「附属機関」に改める。

(横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正)

第5条 横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

第8条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第11条中「推進会議の」の次に「組織及び」を加える。

第30条第 4 項を削る。

(横浜市精神保健福祉審議会条例の一部改正)

第 6 条 横浜市精神保健福祉審議会条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第10条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(横浜市予防接種事故対策調査会条例の一部改正)

第 7 条 横浜市予防接種事故対策調査会条例（昭和41年10月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号を削る。

(横浜市都市計画審議会条例の一部改正)

第 8 条 横浜市都市計画審議会条例（昭和44年11月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(小委員会)

第 7 条 審議会に、特定又は専門の事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

(横浜市青少年問題協議会条例等の廃止)

第 9 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 横浜市青少年問題協議会条例（昭和29年12月横浜市条例第38号）
- (2) 横浜市漁港管理会設置条例（昭和32年 3 月横浜市条例第 2 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年 8 月横浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第23号を次のように改める。
(23) 削除
別表青少年問題協議会の委員及び専門委員の項を削る。
（横浜市消費生活条例の一部改正）
- 3 横浜市消費生活条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第46条第 3 項を削る。
（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正）
- 4 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第19条第 5 項を削る。

提 案 理 由

事務の効率化等の一環として、附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので提案する。

参 考

横浜市行政手続条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 5 章まで省略）

第 6 章 横浜市行政手続審議会（第 39 条）

第 6 章 補則（第 39 条）
第 7 章 第 40 条

（附則省略）

（目的等）

第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 46 条の
第 38 条
規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に
関し共通する事項その他必要な事項を定めることによって、横浜
市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定に

ついて、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(第2項省略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号から第5号まで省略)

(6) 不利益処分 市長等が、条例等 (~~第36条~~及び第37条第1項にあっては、法令を含む。)に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(アからエまで及び第7号から第9号まで省略)

(行政指導の趣旨等の公表)

第36条 (第1項省略)

2 市長その他の執行機関は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、横浜市行政手続審議会の意見を聴かなければならない。

(異議の申出等)

第37条 (第1項省略)

2 市長その他の執行機関は、自ら又は所管の市の機関が前項の規定により受けた申出を正当と認めて必要な措置を執る場合を除き、当該申出に対する措置等について横浜市行政手続審議会の意見を聴かなければならない。

$\frac{2}{3}$ 市長その他の執行機関は、前項の規定による 申出を正当と認め意見を尊重し

るときは、自ら必要な措置を執り、又は所管の市の機関に必要な措置を執らせるものとする。

第 6 章 横浜市行政手続審議会

(横浜市行政手続審議会)

第 39 条 この条例に別に定めるもののほか、この条例及び行政手続法の施行に関する重要な事項について市長その他の執行機関の諮問に応じて審議させるため、横浜市行政手続審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が任命する委員 5 人をもって組織する。

3 審議会の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会は、第 1 項に規定する審議を行うため必要があるときは、市の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 6 章 補則
第 7 章

(委任)

第 39 条 (本文省略)
第 40 条

横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(会議の公開)

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その審議会等の会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

目次

（第1章から第4章まで省略）

第5章 横浜市個人情報保護審議会（第58条 第58条の3）

（第6章、第7章及び附則省略）

（市長等の秘密保持義務）

第16条 市長、副市長、公営企業管理者、教育委員会委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の附属機関及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する公営企業管理者の附属機関の構成員は、職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（横浜市個人情報保護審議会の設置等）

第 58 条 （第 1 項から第 6 項まで省略）

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 専門委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。

$\frac{9}{7}$ 審議会の委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定める。

（横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等）

第 58 条の 2 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行うため、審議会に部会として横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及び審議に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 実施機関は、前項の意見が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう求めるものである場合には、当該措置に係る処理の内容を審議会に報告するものとする。

4 委員会は、審議会の委員 1 人以上及び専門委員をもって組織する。

5 前条第 4 項の規定は、委員会について準用する。

（規則への委任）

第58条の3 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に
関し必要な事項は、規則で定める。

横浜市男女共同参画推進条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（基本的施策）

第7条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 附属機関
審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的に男女の均衡を図るよう努めること。

（第4号から第8号まで省略）

横浜市福祉のまちづくり条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（設置）

第7条 （第1項及び第2項省略）

3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

（組織）

第8条 （第1項省略）

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 横浜市職員

(5) （本文省略）

(6)

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(公表)

第 30 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 第 1 項の規定による公表については、横浜市行政手続条例 (平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号) 第 36 条第 2 項の規定は、適用しない。

横浜市精神保健福祉審議会条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(部会)

第 7 条 (本文省略)
第 6 条

(幹事)

第 8 条 (本文省略)
第 7 条

(庶務)

第 9 条 (本文省略)
第 8 条

(委任)

第 10 条 (本文省略)
第 9 条

横浜市予防接種事故対策調査会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（組織）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 横浜市職員

横浜市都市計画審議会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（小委員会）

第 7 条 審議会に、特定又は専門の事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

（庶務）

第 8 条 （本文省略）
第 7 条

（委任）

第 9 条 （本文省略）
第 8 条

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（職員の範囲）

第 2 条 この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償の支給を受ける特別職職員は、次の各号に掲げる者とする。

（第 1 号から第 22 号まで省略）

- (23) 削除
青少年問題協議会の委員及び専門委員
 (第 24 号省略)

別表

職 名	報 酬 の 額
(省 略)	
<u>青少年問題協議会の委員及び専門委員</u>	<u>日額</u> 14,000
(省 略)	

横浜市消費生活条例 (抜粋)

(上段 改正案)
 (下段 現 行)

(適用除外)

第 46 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 第 37 条 第 1 項の規定による公表については、横浜市行政手続条例 (平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号) 第 36 条 第 2 項の規定は、適用しない。

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
 (下段 現 行)

(勧告等)

第 19 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 第 2 項の規定による公表については、横浜市行政手続条例 (平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号) 第 36 条 第 2 項の規定は、適用しない。